

防装航第1725号  
49. 4. 16  
改正 防装航第2495号  
57. 5. 20  
改正 防管航第7333号  
15. 9. 1  
改正 防経航第11799号  
18. 12. 28

各幕僚長  
防衛大学校長  
技術研究本部長  
装備本部長  
殿

事務次官

自衛隊の使用する航空機の型式について（通達）

自衛隊の使用する航空機の型式（強度、構造及び性能に関する基本的設計が同一である航空機に付される共通の呼称をいう。以下同じ。）については、下記によるものとする。

#### 記

1 自衛隊の使用する航空機の型式は、原則として、基本任務記号、変更任務記号、設計又は採用番号及び設計変更記号から構成されるものとする。

(1) 基本任務記号は、当該航空機の基本設計時に企図された基本任務を表示する記号をいい、次の各号に掲げる任務の区分に従い、当該各号に掲げる記号を付するものとする。

ア	輸送	C
イ	特別電子装備	E
ウ	戦闘	F
エ	空中給油	K
オ	連絡	L
カ	掃海	M
キ	観測	O
ク	哨戒	P
ケ	偵察	R
コ	対潜	S
サ	練習	T
シ	救難、捜索又は多用途	U

- (2) 変更任務記号は、既に基本任務記号が付されている航空機を改造により、当該基本任務以外の任務の用に供する場合において、当該基本任務以外の任務を表示する記号をいい、新しい任務に対応する前項各号に掲げる記号を、基本任務記号の直前に付するものとする。ただし、改造の性格上新しい航空機とみなすのが適当と考えられる場合は、この限りではない。
- (3) 設計又は採用番号は、1 (1) の各号に掲げる基本任務別に、基本要目決定の時期（基本要目の決定がなされないものについては、最初の調達仕様書の決定の時期）の順序を表示する番号をいい、その決定の時期の順序に従い一連番号等の適当な番号を、アラビア数字による表記を用いて、基本任務記号（2の規定による記号が付されるときは、その記号）の直後に「一」を施した後に付するものとする。
- (4) 設計変更記号は、基本任務記号、変更任務記号及び設計又は採用番号が付されている航空機について、その強度、構造及び性能に関する設計の重要な変更が行われる場合（1 (2) の規定により、記号を付する場合を除く。）において、当該変更の時期の順序を表示する記号をいい、当該変更の時期の順序に従い、アルファベット記号（単座機を複座機に設計変更するときは「D」を通例とし、I、O、X、Y及びZは用いないものとする。）による表記を用いて、設計又は採用番号の直後に付するものとする。
- (5) 既に設計変更記号が付されている航空機について、前項の規定により設計変更記号を付する場合において、特に必要があると認められるときは、既存の設計変更記号の直後に、前項の規定に準じて、新たな設計変更記号を付することができるものとする。
- 2 当該航空機が、回転翼機である場合には「H」を、飛行艇である場合には「S」を、グライダーである場合には「G」を基本任務記号の直後に付するものとする。
- 3 当該航空機が、技術研究開発段階にあるときには、基本任務記号（変更任務記号のあるときは、変更任務記号）の直前に「X」の記号を付するものとする。
- 4 1及び2の規定にかかわらず、防衛省以外の者によって開発された航空機を採用する場合にあっては、1及び2の原則に著しく反しないときは、開発者又は他の採用者の付する型式の全部又は一部をそのまま使用することができるものとする。
- 5 この通達は、昭和49年3月31日現在保有（調達中のものを含む。）する自衛隊の航空機の型式については、原則として適用しないものとする。